

平成16年4月1日から 児童手当が小学校3年生まで拡大されました



平成16年4月1日から、児童手当制度が拡充されました。

支給対象年齢が、現在の小学校入学前（6歳到達後最初の年度末）までから、小学校第3学年修了（9歳到達後最初の年度末）まで拡大されます。

新たに、児童手当を受けようとする児童の保護者の皆様については、住民福祉課の児童係の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日より、平成16年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

○平成16年度小学校入学等の保護者の皆様（1年生です）

（平成9年4月2日生まれ）

平成10年4月1日生まれ

平成16年3月31日まで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きは必要ありません。

児童手当等は4月以降も引き続き支給されます。

前記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求又は額改定認定請求が必要になります。

○平成16年度小学校2・3年生の児童等の保護者の皆様

（平成7年4月2日生まれ）

平成9年4月1日生まれ

現在、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに下のお子さん等（就学前児童）について児童手当を受給されている保護者の方は額改定請求等が必要となります。なお請求書の他に、認定に必要な添付書類は、次のとおりです。

①年金加入証明書（請求者が厚生年金加入者の場合）

②所得証明書（富士見町に転入された方で平成15年1月1日に富士見町に住所がなかった方は前住所の市町村から取り寄せてください。）

◎請求書は一年生から三年生の児童をととして、学校より7月中旬に配布しましたので9月30日までに必ず役場窓口で手続きをお願いいたします。郵送での受付はできませんのでご了承ください。

（注）所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。（所得制限限度額については広報ふじみ4月号に掲載されています。）

■ 改正内容

	改正前	改正後
対象年齢	小学校入学前まで （6歳到達後の最初の年度末） 平成10年4月2日以降に生まれた児童	小学校第3学年修了前まで （9歳到達後最初の年度末） 平成7年4月2日以降に生まれた児童
手当月額	第1子・第2子 第3子以降	5,000円 10,000円
支払時期	2月・6月・10月	

【問い合わせは・・・】
住民福祉課児童係
TEL 62・9132
(有) 9132

赤色灯

花火による事故防止



子供たちにとって夏休みの楽しみといえば花火です。しかし、そんな楽しいはずの花火も遊び方を誤ると事故や、火災の原因になります。次のことに注意し楽しい花火にしましょう。

*風の強い日や、乾燥した日などは花火をしない。

*水バケツを用意する。

*終わった花火は水バケツなどに入れ火災にならないようにする。

*枯草など燃えやすい物のそばでは遊ばない。

*子供だけでは遊ばない。

*一度にたくさんの花火に火をつけない。

*花火をほぐさない。

*花火が終わったらきちんと後片付けをする。

以上の事をよく守り、夏の楽しい思い出にしましょう。又、花火に限らず火の元には十分注意してください。